【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月20日
【発行者名】	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　田島廣久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	藤田 剛志
【電話番号】	03-5219-5700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド
（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。
当ファンドについて、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」ということがあります。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。
委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

１兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp

※基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。

(5)【申込手数料】

申込手数料（購入時手数料）は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。
販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

※申込手数料には、消費税及び地方消費税に相当する金額が課されます。
※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

(6)【申込単位】

申込単位（購入単位）は販売会社毎に定められておりますので、各販売会社にお問合せください。
販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

(7)【申込期間】
平成26年10月21日から平成27年10月20日まで
※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】
販売会社において取得申込み（購入申込）を取扱います。
販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

※販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(9)【払込期日】
取得申込代金（購入代金）は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いください。
各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】
取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】
当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】
振替受益権について
当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。
当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指します。

②基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下の通りです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する商品分類及び属性区分を示します。

《商品分類表》

<table>
<tr><th>単位型・追加型</th><th>投資対象地域</th><th>投資対象資産
（収益の源泉）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">単位型</td><td rowspan="2">国　内</td><td>株　式</td></tr>
<tr><td rowspan="4">債　券
不動産投信
その他資産
資産複合</td></tr>
<tr><td rowspan="2">追加型</td><td>海　外</td></tr>
<tr><td>内　外</td></tr>
</table>

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株　式 一般 大型株 中小型株 債　券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産（投資信託証券（株式・大型株）） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日　本 北　米 欧　州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あ　り な　し

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（株式・大型株））」と表示しております。また、「株式・大型株」とは、目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記の通りです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年１回	目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する商品分類及び属性区分以外のものについての詳細は、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

③信託金限度額

信託金の限度額は、信託約款の規定により3,000億円となっております。
ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

魅力的な成長が見込める米国の大型成長株を中心に投資します

a.主として、米国または経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国の市場に上場している大型の米国企業の発行する株式に投資を行います。

（注）中小型株への投資がより魅力的であると判断される場合には、中小型株への投資配分を大きくとる場合があります。

b.個別企業の徹底したファンダメンタル分析に基づき、経営能力が高く、長期にわたり競争力上の優位を維持できると期待される成長企業を発掘し、銘柄数を絞り込んで投資します。

c.株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

d.実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

■ ポートフォリオ構築プロセス

● 当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図は、下記のプロセスを経て行われます。

（注）資金動向、市場動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファミリーファンド方式により運用を行います

「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

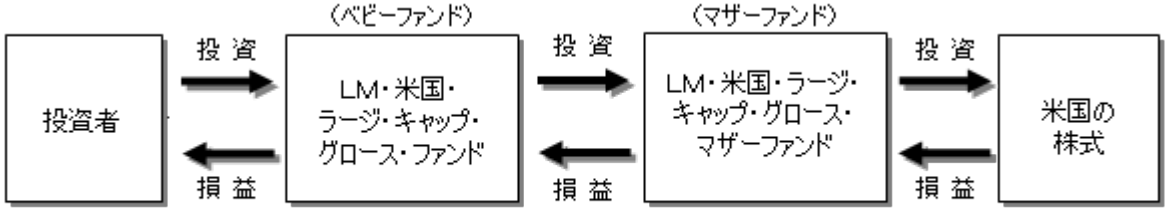

委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

運用はレッグ・メイソン・グループのクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います

マザーファンドの運用は、レッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー」（以下「投資顧問会社」）に委託します。

(2)【ファンドの沿革】

平成18年７月28日　信託契約締結、自己設定及び運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

■委託会社

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

■受託会社

三井住友信託銀行株式会社

※受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

■投資顧問会社

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

■販売会社

販売会社については、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

②委託会社の概況（平成26年８月末現在）

■資本金の額

1,000百万円

■沿革

平成10年４月28日　ソロモン投信委託株式会社設立
平成10年６月16日　証券投資信託委託会社免許取得
平成10年11月30日　投資顧問業登録
平成11年６月24日　投資一任契約に係る業務の認可取得
平成11年10月１日　スミス バーニー投資顧問株式会社と合併、「エスエスビーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成13年４月１日　「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成18年１月１日　「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成19年９月30日　金融商品取引業登録

■大株主の状況

名　　称　　レッグ・メイソン・インク
住　　所　　アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市
　　インターナショナル・ドライブ100
所有株式数　78,270株

持株比率　　100%

③ファンドの関係法人

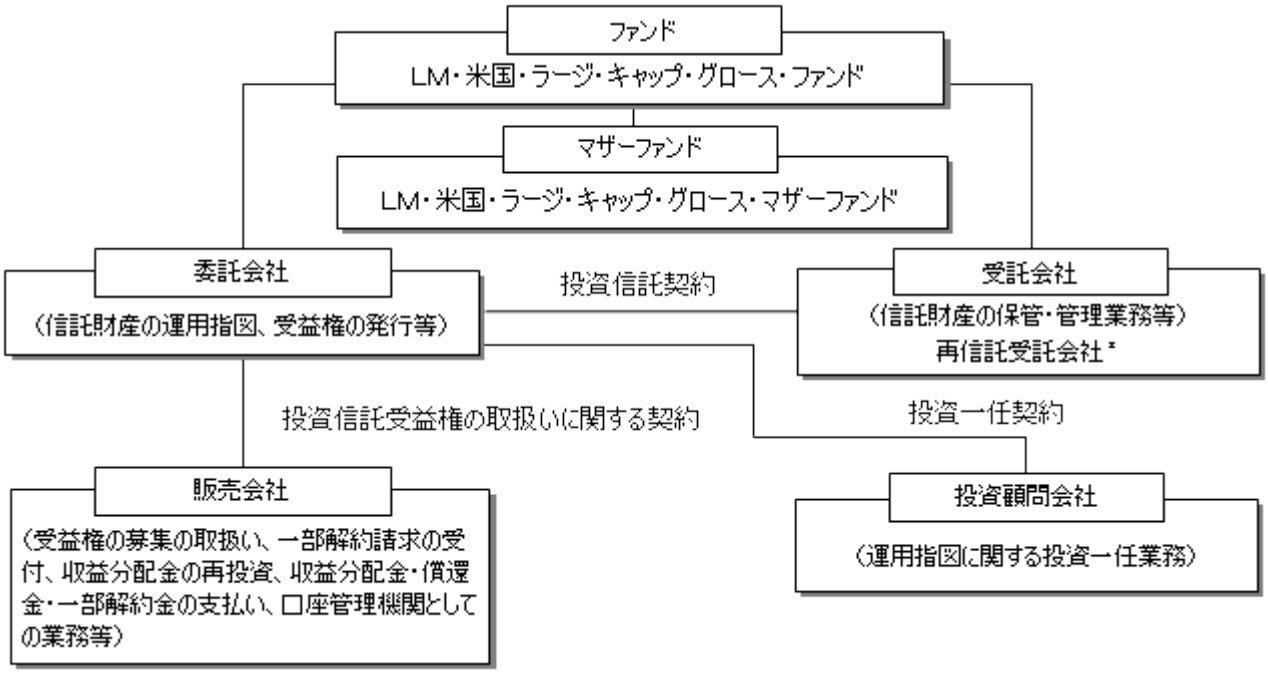

＊ 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

④契約の概要等

a.投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

b.投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c.投資一任契約

委託会社が投資顧問会社にマザーファンドの運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

①LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②マザーファンド受益証券を通じて、主として魅力的な成長が見込めると判断する大型の米国企業の発行する株式を中心に投資を行います。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

①当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

(6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

(7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第４条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社は、信託金を、主としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンドの受益証券及び次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.株券

b.国債証券

c.地方債証券

d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

i.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

j.コマーシャル・ペーパー

k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの

m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

n.投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

q.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

r.外国法人が発行する譲渡性預金証書

s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

t.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記a.の証券並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a.預金

b.指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c.コール・ローン

d.手形割引市場において取引される手形

e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

f.外国の者に対する権利で上記e.の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③a.からd.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。その運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーが行います。

■ファンドの運用体制

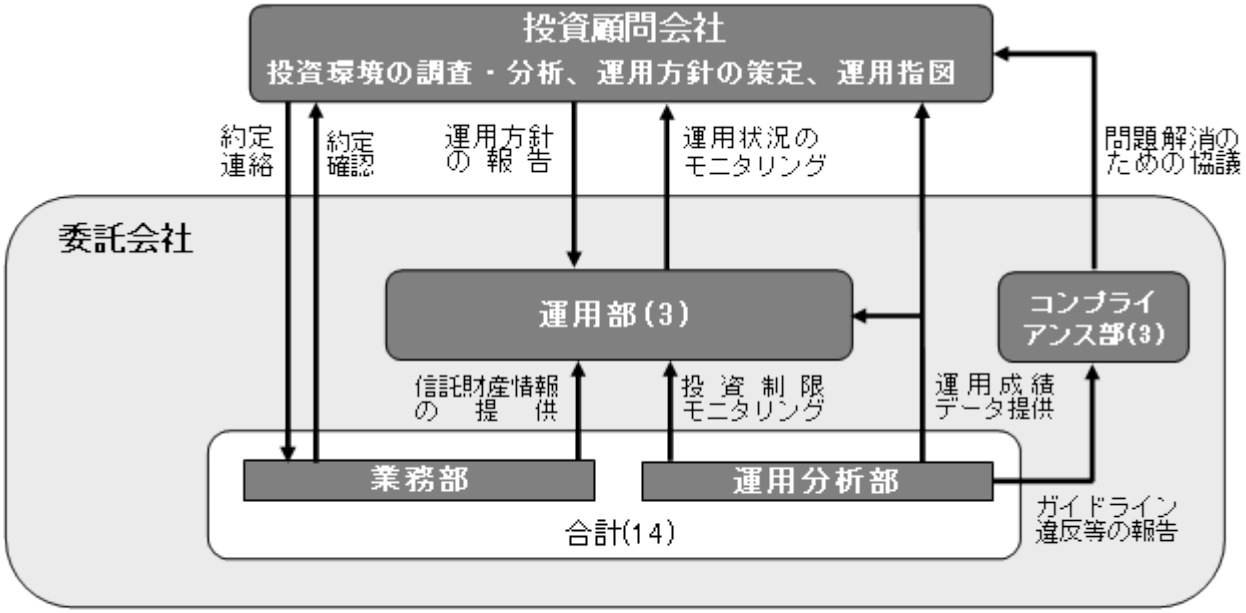

（注）括弧内は平成26年8月末現在の各部署に属する人数（業務部及び運用分析部は、上記業務に従事する人数の合計）を示します。

①委託会社は、投資顧問会社との間で、ファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社に指示します。

②投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

③委託会社の運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

④委託会社の運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

⑤運用に関する社内委員会として、運用部及び関連部署の代表で構成される東京運用委員会が月次で開催されます。東京運用委員会では、運用状況の確認を行い、必要に応じて要因分析等の詳細な検討等を行います。また、投資顧問会社の運用方針、運用戦略及びポートフォリオの変更が行われた際の経緯等が記録されます。東京運用委員会の議事録は社長及び取締役会に報告されます。

⑥上記の業務については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」にしたがって業務が遂行されます。

（参考）投資顧問会社の運用体制

①運用体制

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーは、レッグ・メイソンの運用会社のひとつであり、主に米国株式の運用を行っています。投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

・投資顧問会社では、投資戦略毎に運用チームが構成されており、マザーファンドの運用は、ラージ・キャップ・グロース・チームが担当します。
・ラージ・キャップ・グロース・チームは、チーム・アプローチにより運用を行っております。

・運用チームはリサーチ・チームと協力して、投資アイディアの創出、保有企業のモニタリングを行います。運用チームはファンダメンタル・リサーチに主眼をおいたボトムアップによる投資アプローチに基づき運用を行います。ファンダメンタル・リサーチはアナリストとポートフォリオ・マネジャーがともに実施します。
・インベストメント・コミッティーが、定期的に開催され、マクロ経済情勢の検証、投資方針策定の支援、投資環境の分析が行われます。

②リスク管理体制
・ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオの運用において、法令及び運用ガイドラインの遵守に責任を持っています。
・投資顧問会社のリスク管理部門が他の部署とは独立した立場で、日々、マザーファンドの運用が各規則及びガイドライン等を遵守しているかどうかのモニタリングを行っています。また、四半期毎には、リスク管理プロセスについて問題はないか見直しが行われています。

■委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制
委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託が適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。
委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

（注）ファンドの運用体制及び管理体制は、平成26年８月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】
①収益分配時期
毎決算時（原則として毎年７月22日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。
②収益分配方針
a.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。）及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
b.収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないこともあります。
c.留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
d.自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。
③収益の分配方式
a.信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
(イ)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下

「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ロ)売買損益に評価損益を加減して得た額にみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

b.上記におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

c.毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

＜信託約款による投資制限＞

①株式への投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②投資する株式等の範囲

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④同一銘柄の株式等への投資制限

a.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

c.上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への投資制限

a.委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑥外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦信用取引の指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪同一銘柄の転換社債等への投資制限

a.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑭公社債の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰資金の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b.上記a.の資金借入額は、下記(イ)から(ハ)までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

(イ)一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

(ロ)一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内

(ハ)借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c.上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d.借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

（参考）

「ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド」の投資方針の概要

(1)投資方針

①基本方針

マザーファンドは、魅力的な成長が見込めると判断する大型の米国企業を中心に投資することにより、元本の長期的な成長を目指します。

②運用方法

a.投資対象

米国に所在する企業の発行する株式を主要投資対象とします。

b.投資態度

(イ)主として、米国に所在し、かつ米国の規制ある市場または経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）加盟国の規制ある市場に上場されている業種の枠を越えた企業の普通株式、優先株式及び転換が可能な有価証券に投資します。ただし、投資適格債並びに非転換型の債務証券に投資する場合があります。

(ロ)個別企業の徹底したファンダメンタル分析に基づき、魅力的な成長が見込める米国の大型成長株を中心に、銘柄数を絞り込んで投資することにより、元本の長期的な成長を目指します。

(ハ)経営能力が高く、長期にわたり競争力上の優位を維持できると期待される成長企業を発掘することにより、中長期的な値上がり益を追求します。

(ニ)原則として知名度の高い大型株に投資しますが、中小型株への投資がより魅力的であると判断される場合には、中小型株への投資配分を大きく取る場合があります。

(ホ)株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

(ヘ)外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(ト)資金動向及び市場動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(チ)クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに、運用の指図に関する権限を委託します。

(2)投資対象

①マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第２条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

(1)有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(2)有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(3)有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

(5)有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号イに掲げるものをいいます。）に係る権利

(6)有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利

(7)有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利

(8)有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第８項第４号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利

(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第１条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第２条第１項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第１条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第４条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

②委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

a.株券

b.国債証券

c.地方債証券

d.特別の法律により法人の発行する債券

e.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

f.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

h.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

i.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

j.コマーシャル・ペーパー

k.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの

m.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

n.投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

o.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）

p.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

q.預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。）

r.外国法人が発行する譲渡性預金証書

s.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

t.抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）

u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記a.の証券並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

a.預金

b.指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

c.コール・ローン

d.手形割引市場において取引される手形

e.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

f.外国の者に対する権利で上記e.の権利の性質を有するもの

④上記②の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③a.からd.までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)投資制限

マザーファンドの信託財産の運用は、下記に掲げる信託約款及び法令等に規定された投資制限を遵守して遂行されます。主要な制限、限度は下記の通りです。

＜信託約款による投資制限＞

①株式への投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

②投資する株式等の範囲

a.委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④同一銘柄の株式等への投資制限

a.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b.委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

⑦信用取引の指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

(イ)信託財産に属する株券

(ロ)株式分割により取得する株券

(ハ)有償増資により取得する株券

(ニ)売出しにより取得する株券

(ホ)信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

(ヘ)信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑧先物取引等の運用指図

a.委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

b.委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

c.委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨スワップ取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

b.スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

a.委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

b.金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

c.金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

d.委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑪同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫有価証券の貸付の指図及び範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

(ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b.上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c.委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬公社債の空売りの指図範囲

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b.上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

⑭公社債の借入れ

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b.上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c.信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d.上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約取引の指図

a.委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b.上記a.の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c.上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰受託会社による資金の立替え

a.信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

b.信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

c.上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

＜法令による投資制限＞

①同一の法人の発行する株式への投資制限（投信法第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

②デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。

３【投資リスク】

(1)投資リスク（基準価額の変動要因）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは、以下の通りです。なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

①株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。

②為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

③信用リスク（信用・格付が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

④外国に投資するリスク（カントリーリスク）

外国の株式等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

(2)留意点

①解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入れを行うことによって当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

②収益分配金は分配方針に基づいて毎決算時に委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は、分配を行わないことがあります。

③分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

④当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、当ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

⑤当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑥当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(3)投資リスクに対する管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理部門において、関係法令、当ファンドの信託約款及び運用ガイドライン等の遵守状況についてモニタリングを行います。

モニタリングの結果は必要に応じてコンプライアンス部及び社内に設置されたリスク管理等に関する委員会に報告が行われ、リスクの評価分析及び是正勧告等の監督が行われます。

（注）リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

４【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額）に3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

販売会社毎の手数料率等の詳細については、各販売会社にお問合せください。販売会社は、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

※申込手数料には、消費税等相当額が課されます。
※自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

(2)【換金（解約）手数料】

換金手数料及び信託財産留保額はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬（運用管理費用）の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.782%（税抜1.65%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分については、下記の通りです。

内　訳		
委託会社	販売会社	受託会社
0.85%（税抜）	0.75%（税抜）	0.05%（税抜）

投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。委託会社は、投資顧問会社が受ける報酬の額及び支弁の時期を、投資顧問会社との間で別に定めます。

（注）マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

①当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は下記の通りです。

a.当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料＊

b.先物取引・オプション取引等に要する費用

c.外貨建資産の保管等に要する費用

d.借入金の利息

e.信託財産に関する租税

f.受託会社の立替えた立替金の利息

g.信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

＊当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

②上記①のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、原則として発生時に実費が信託財産から支弁されます。

③上記①のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が毎日計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を６ヵ月の終了日とします。）及び毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

④当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

a.組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

b.先物取引・オプション取引等に要する費用

c.外貨建資産の保管等に要する費用

d.信託財産に関する租税

e.受託会社の立替えた立替金の利息

f.信託事務等に要する諸費用

⑤上記④のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記④のd.か

らf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

⑥上記に掲げる費用等については、運用状況等により変動するものであり、あらかじめこれを見積もることが困難であるため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆さまが当ファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。
個人受益者、法人受益者毎の課税上の取扱いは以下の通りです。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

①個人の受益者に対する課税

a.収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金について、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。なお、受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。

b.一部解約時及び償還時の差益（譲渡益）※が譲渡所得として課税対象となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

※解約価額または償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した額です。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

期間	税率
平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税５%）
平成50年１月１日以降	20%（所得税15%、地方税５%）

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

期間	税率
平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
平成50年１月１日以降	15%（所得税15%）

③配当控除・益金不算入制度

配当控除及び益金不算入制度の適用はありません。

（注１）普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜受益者が収益分配金を受取る際＞

当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」と同額の場合、または「受益者毎の個別元本」を上回っている場合	➡	収益分配金の全額が普通分配金
当該収益分配金落ち後の基準価額が「受益者毎の個別元本」を下回っている場合	➡	収益分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金

（注２）個別元本について

個別元本は、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

（注）上記は、平成26年８月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

５【運用状況】

以下は、平成26年 8月29日現在の運用状況であります。また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	290,120,237	100.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△592,799	△0.20
合計(純資産総額)		289,527,438	100.00

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	232,747,281	80.23
	ベルギー	5,956,801	2.05
	アイルランド	4,012,759	1.38
	イスラエル	2,787,229	0.96
	キュラソー	7,748,183	2.67
	小計	253,252,253	87.29
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	36,864,672	12.71
合計(純資産総額)		290,116,925	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド	150,829,341	1.8329	276,455,100	1.9235	290,120,237	100.20

b.種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.20
合計	100.20

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

a.上位３０銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	BIOGEN IDEC INC	ヘルスケア	267	31,381.35	8,378,821	35,400.23	9,451,864	3.26
2	アメリカ	株式	CELGENE CORP	ヘルスケア	852	8,850.05	7,540,251	9,824.17	8,370,200	2.89
3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス	234	37,321.50	8,733,232	35,273.67	8,254,040	2.85
4	アメリカ	株式	CVS CAREMARK CORP	生活必需品	971	7,992.12	7,760,358	8,240.06	8,001,106	2.76
5	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術	352	22,741.88	8,005,143	22,262.60	7,836,437	2.70
6	キュラソー	株式	SCHLUMBERGER LTD	エネルギー	678	11,726.76	7,950,750	11,427.99	7,748,183	2.67

7	アメリカ	株式	HOME DEPOT INC	一般消費財・サービス	785	8,269.11	6,491,255	9,596.98	7,533,635	2.60
8	アメリカ	株式	APPLE INC	情報技術	668	9,744.29	6,509,191	10,607.41	7,085,753	2.44
9	アメリカ	株式	COMCAST CORP-SPECIAL CL A	一般消費財・サービス	1,249	5,554.23	6,937,245	5,641.38	7,046,085	2.43
10	アメリカ	株式	BLACKROCK INC	金融	192	33,053.63	6,346,298	34,113.85	6,549,861	2.26
11	アメリカ	株式	THE WALT DISNEY CO.	一般消費財・サービス	699	8,894.66	6,217,373	9,360.46	6,542,962	2.26
12	アメリカ	株式	EBAY INC	情報技術	1,129	5,363.35	6,055,231	5,750.30	6,492,098	2.24
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア	712	8,824.12	6,282,777	8,956.91	6,377,321	2.20
14	アメリカ	株式	AKAMAI TECHNOLOGIES	情報技術	1,018	6,067.75	6,176,972	6,226.47	6,338,551	2.18
15	アメリカ	株式	CAMERON INTERNATIONAL CORP	エネルギー	803	7,147.68	5,739,592	7,714.10	6,194,428	2.14
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	ヘルスケア	573	10,505.75	6,019,795	10,680.03	6,119,659	2.11
17	ベルギー	株式	ANHEUSER-BUSCH INBEV SPN ADR	生活必需品	516	11,602.28	5,986,778	11,544.18	5,956,801	2.05
18	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	情報技術	1,246	4,650.66	5,794,728	4,655.85	5,801,191	2.00
19	アメリカ	株式	CITRIX SYSTEMS INC	情報技術	771	6,577.11	5,070,956	7,233.78	5,577,252	1.92
20	アメリカ	株式	TARGET CORP	一般消費財・サービス	838	6,151.78	5,155,193	6,260.70	5,246,474	1.81
21	アメリカ	株式	MONSANTO COMPANY	素材	431	12,340.90	5,318,932	12,008.94	5,175,854	1.78
22	アメリカ	株式	RED HAT INC	情報技術	810	5,628.93	4,559,435	6,291.83	5,096,383	1.76
23	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	ヘルスケア	390	12,670.80	4,941,613	12,456.06	4,857,864	1.67
24	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	情報技術	633	7,199.55	4,557,319	7,661.71	4,849,867	1.67
25	アメリカ	株式	WW GRAINGER INC	資本財・サービス	189	24,924.57	4,710,745	25,474.39	4,814,661	1.66
26	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	情報技術	79	62,082.16	4,904,491	60,202.39	4,755,989	1.64
27	アメリカ	株式	COCA-COLA COMPANY	生活必需品	1,092	4,398.57	4,803,245	4,318.69	4,716,016	1.63
28	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL C	情報技術	79	61,151.62	4,830,978	59,048.81	4,664,856	1.61
29	アメリカ	株式	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	ヘルスケア	863	5,074.96	4,379,691	5,243.01	4,524,726	1.56
30	アメリカ	株式	EMC CORP/MASS	情報技術	1,463	2,938.95	4,299,690	3,050.99	4,463,603	1.54

（注）平成26年8月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

b.種類別及び業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
株式	外国	エネルギー	4.81
		素材	1.78
		資本財・サービス	8.26
		一般消費財・サービス	14.92
		生活必需品	6.44
		ヘルスケア	17.03
		金融	5.89
		情報技術	28.17

合計	87.29

②【投資不動産物件】

LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

該当事項はありません。

（参考）LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

該当事項はありません。

（参考）LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期間末	純資産総額（円）		基準価額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　（平成19年 7月23日）	2,846,268,884	2,846,268,884	12,479	12,479
第2計算期間末　（平成20年 7月22日）	2,765,591,811	2,765,591,811	9,370	9,370
第3計算期間末　（平成21年 7月22日）	1,228,093,518	1,228,093,518	7,064	7,064
第4計算期間末　（平成22年 7月22日）	627,941,695	627,941,695	6,947	6,947
第5計算期間末　（平成23年 7月22日）	459,725,794	459,725,794	7,843	7,843
第6計算期間末　（平成24年 7月23日）	347,251,379	347,251,379	7,996	7,996
第7計算期間末　（平成25年 7月22日）	397,465,008	397,465,008	13,263	13,263
第8計算期間末　（平成26年 7月22日）	330,651,893	330,651,893	15,910	15,910
平成25年 8月末日	368,384,986	—	12,741	—
9月末日	367,868,007	—	13,249	—
10月末日	376,737,837	—	13,678	—
11月末日	370,940,368	—	14,677	—
12月末日	353,131,858	—	15,604	—
平成26年 1月末日	337,987,841	—	15,051	—
2月末日	348,639,939	—	15,527	—
3月末日	342,923,407	—	15,326	—
4月末日	335,880,449	—	15,103	—
5月末日	339,598,308	—	15,395	—
6月末日	339,346,556	—	15,820	—
7月末日	329,008,877	—	16,243	—
8月末日	289,527,438	—	16,666	—

（注）基準価額は1万口当たりの純資産額です。

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1計算期間	平成18年 7月28日～平成19年 7月23日	0
第2計算期間	平成19年 7月24日～平成20年 7月22日	0
第3計算期間	平成20年 7月23日～平成21年 7月22日	0
第4計算期間	平成21年 7月23日～平成22年 7月22日	0
第5計算期間	平成22年 7月23日～平成23年 7月22日	0

第6計算期間	平成23年 7月23日～平成24年 7月23日	0
第7計算期間	平成24年 7月24日～平成25年 7月22日	0
第8計算期間	平成25年 7月23日～平成26年 7月22日	0

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間	平成18年 7月28日～平成19年 7月23日	24.79
第2計算期間	平成19年 7月24日～平成20年 7月22日	△24.91
第3計算期間	平成20年 7月23日～平成21年 7月22日	△24.61
第4計算期間	平成21年 7月23日～平成22年 7月22日	△1.66
第5計算期間	平成22年 7月23日～平成23年 7月22日	12.90
第6計算期間	平成23年 7月23日～平成24年 7月23日	1.95
第7計算期間	平成24年 7月24日～平成25年 7月22日	65.87
第8計算期間	平成25年 7月23日～平成26年 7月22日	19.96

（注）収益率は、特定期間末の基準価額（分配付きの額。）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1計算期間	3,085,534,322	804,761,916
第2計算期間	1,788,033,550	1,117,356,071
第3計算期間	333,714,694	1,546,590,460
第4計算期間	26,353,481	861,006,575
第5計算期間	31,586,702	349,371,989
第6計算期間	4,756,005	156,605,010
第7計算期間	1,353,517	135,971,317
第8計算期間	1,606,391	93,451,905

(注)当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

＜参考情報＞

基準価額・純資産の推移

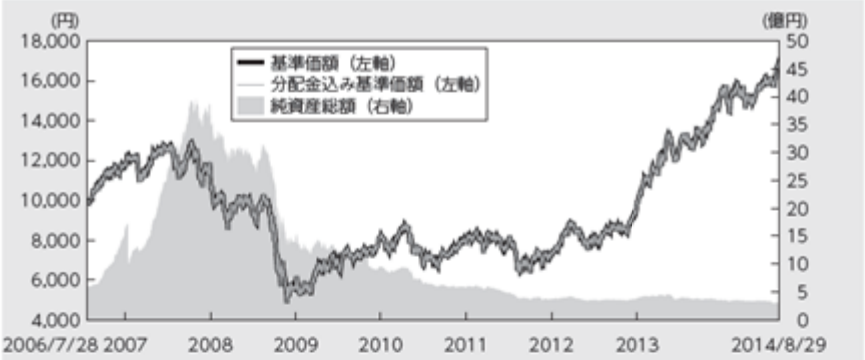

※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。

基準価額・純資産総額

基準価額	純資産総額
16,666円	3億円

分配の推移

2010年7月	0円
2011年7月	0円
2012年7月	0円
2013年7月	0円
2014年7月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況(LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド)

■資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	87.29
現金・預金・その他の資産	12.71
合計	100.00

■業種別組入比率

業種	比率(%)
情報技術	28.17
ヘルスケア	17.03
一般消費財・サービス	14.92
資本財・サービス	8.26
生活必需品	6.44
金融	5.89
エネルギー	4.81
素材	1.78
合計	87.29

■組入上位10銘柄(組入銘柄数 50)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
BIOGEN IDEC INC	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	3.26
CELGENE CORP	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	2.89
AMAZON.COM INC	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	2.85
CVS CAREMARK CORP	アメリカ	米ドル	生活必需品	2.76
VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	米ドル	情報技術	2.70
SCHLUMBERGER LTD	キュラソー	米ドル	エネルギー	2.67
HOME DEPOT INC	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	2.60
APPLE INC	アメリカ	米ドル	情報技術	2.44
COMCAST CORP-SPECIAL CL A	アメリカ	米ドル	一般消費財・サービス	2.43
BLACKROCK INC	アメリカ	米ドル	金融	2.26

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
※当ファンドにおける上記マザーファンド受益証券の組入比率は100.20%です。

年間収益率の推移

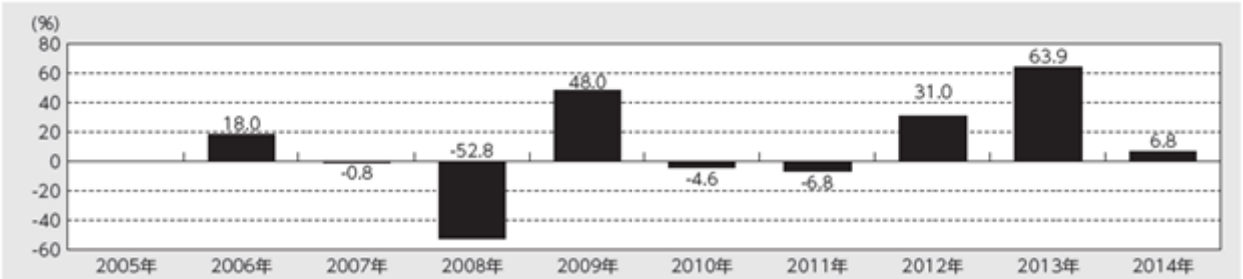

※当ファンドにはベンチマークはありません。
※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。
※2006年は設定日(2006年7月28日)から年末までの収益率、2014年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得申込みは、販売会社で受付けます。当該販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp
電話番号：03(5219)5940（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドの取得申込みを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得申込みの受付は、申込期間中の受付不可日＊１を除く、販売会社の営業日＊２に行われます。

＊１ ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受付けません。ただし、収益分配金を再投資する場合を除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊２ 原則として、午後３時までに取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(注)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

(3)当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。

お申込みを行う投資者は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。また、販売会社によっては、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

①一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込みいただく口数または金額をご指定ください。口数を指定した場合にお支払いいただく金額は、ご指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、どちらか一方の指定により取得申込みの受付を行う場合があります。

②自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上で投資者が指定する金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択する投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款＊に基づく契約を締結します。販売会社によっては、販売会社と定期引出契約＊を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(4)申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、１口単位で取得することができます。

(5)申込価額（購入価額）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6)申込手数料は、上記「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金」をご覧ください。

２【換金（解約）手続等】

(1)一部解約請求（換金申込）の受付は、受付不可日＊１を除く、販売会社の営業日＊２に行われます。

＊１　ニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、一部解約請求は受付けません。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

＊２　原則として、午後３時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約請求の受付を取消すことができます。
なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受付けたものとして、下記(3)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、当ファンドの残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2)一部解約請求の単位（換金単位）は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記「１　申込（販売）手続等」記載の照会先までお問合せください。

(3)一部解約の価額（換金価額）は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

(4)一部解約の手数料及び信託財産留保額はありません。

(5)一部解約金（換金代金）は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として５営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

３【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

①資産の評価方法

基準価額は、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいい、１万口当たりに換算した価額で表示されます。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
株式	原則として、外国金融商品市場または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることがあります。

②追加信託金の計算について

a.追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b.収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金＊1は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等＊2に応じて計算されるものとします。

＊1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

＊2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

③基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動き等により日々変動します。
日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のホームページ等でのご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：米グロス）されます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp

④運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を毎計算期末に、半期報告書を毎計算期間開始６ヵ月後に規定様式によって作成し、監督官庁に提出します。

（注）平成26年12月１日以降、以下の通り変更となります。

a.委託会社は、投信法の規定に基づき毎計算期末及び償還時に、運用報告書（全体版）（投信法第14条第１項に定める運用報告書）及び運用報告書（全体版）のうち運用経過、運用方針及び信託財産の内容等の重要な事項を記載した交付運用報告書（投信法第14条第４項に定める運用報告書）を作成します。

b.交付運用報告書は、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、運用報告書（全体版）について受益者から交付の請求があった場合には、交付します。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
ホームページのアドレス　http://www.leggmason.co.jp

c.委託会社は、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を毎計算期末に、半期報告書を毎計算期間開始６ヵ月後に規定様式によって作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、無期限（平成18年７月28日設定）です。ただし、下記(5)の①のa.及びb.、②のa.、③のa.並びに⑤のb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

①原則として、毎年７月23日から翌年７月22日までとします。ただし、第１計算期間は、平成18年７月28日から平成19年７月23日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

②上記①にかかわらず、上記①の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

①信託契約の解約（繰上償還）

a.委託会社は、信託期間中において、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

c.委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

d.上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

e.上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。

f.委託会社は、当ファンドの信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

g.上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

a.委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

b.委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記⑥の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

a.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

b.上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記⑥のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

a.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

a.受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記⑥の規定にしたがい、新受託者を選任します。

b.委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥信託約款の変更

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

c.上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d.上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。

e.委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

⑦反対者の買取請求権

上記①に規定する信託契約の解約または上記⑥に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記①のd.または上記⑥のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑧公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

⑨関係法人との契約の更改に関する手続き

a.受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは信託契約の解約を行うことがあります。

b.販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から１年間です。ただし、期間満了の３ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に１年間更新されます。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

c.投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、マザーファンドの信託終了日までです。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することまたは契約を解約することがあります。

⑩信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

⑪当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

4【受益者の権利等】

①収益分配金の請求権

a.受益者は、収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b.収益分配金は、毎計算期間終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して５営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c.上記b.にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

d.収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

e.受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

②償還金の請求権

a.受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b.償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

c.償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

d.受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③換金（解約）請求権

a.受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が別に定める単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。

b.一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として５営業日目から受益者に支払われます。

c.一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

④信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

⑤異議申立を行った受益者の買取請求権

上記④に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑥帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（平成25年 7月23日から平成26年 7月22日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
【LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド】
（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第7期 平成25年 7月22日現在	第8期 平成26年 7月22日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	401,134,575	333,709,997
未収入金	2,760,634	―
流動資産合計	403,895,209	333,709,997
資産合計	403,895,209	333,709,997
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,760,634	―
未払受託者報酬	108,094	90,106
未払委託者報酬	3,458,872	2,883,682
その他未払費用	102,601	84,316
流動負債合計	6,430,201	3,058,104
負債合計	6,430,201	3,058,104
純資産の部		
元本等		
元本	299,668,933	207,823,419
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	97,796,075	122,828,474
（分配準備積立金）	71,236,802	103,976,351
元本等合計	397,465,008	330,651,893
純資産合計	397,465,008	330,651,893
負債純資産合計	403,895,209	333,709,997

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自　平成24年 7月24日 至　平成25年 7月22日	第8期 自　平成25年 7月23日 至　平成26年 7月22日
営業収益		
有価証券売買等損益	205,632,892	71,906,926
営業収益合計	205,632,892	71,906,926
営業費用		
受託者報酬	204,068	188,171
委託者報酬	6,529,898	6,021,570
その他費用	191,951	178,200
営業費用合計	6,925,917	6,387,941
営業利益又は営業損失（△）	198,706,975	65,518,985
経常利益又は経常損失（△）	198,706,975	65,518,985
当期純利益又は当期純損失（△）	198,706,975	65,518,985
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	41,257,190	10,630,348
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△87,035,354	97,796,075
剰余金増加額又は欠損金減少額	27,381,644	653,601
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,181,204	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	200,440	653,601
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	30,509,839
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	－	30,509,839
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	97,796,075	122,828,474

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第8期 自 平成25年 7月23日　至 平成26年 7月22日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第7期 平成25年 7月22日現在	第8期 平成26年 7月22日現在
1.　計算期間の末日における受益権の総数 299,668,933口	1.　計算期間の末日における受益権の総数 207,823,419口
2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.3263円 (一万口当たり純資産額)　(13,263円)	2.　計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 一口当たり純資産額　1.5910円 (一万口当たり純資産額)　(15,910円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第7期 自 平成24年 7月24日 至 平成25年 7月22日	第8期 自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の45相当額を支払っております。	同左
2.分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	3,795,578円	3,774,548円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	54,063,753円	51,114,089円
収益調整金額	26,559,273円	18,852,123円
分配準備積立金額	13,377,471円	49,087,714円
当ファンドの分配対象収益額	97,796,075円	122,828,474円
当ファンドの期末残存口数	299,668,933口	207,823,419口
1万口当たり収益分配対象額	3,263.44円	5,910.20円
1万口当たり分配金額	－円	－円
収益分配金金額	－円	－円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第7期 自 平成24年 7月24日 至 平成25年 7月22日	第8期 自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第7期 自 平成24年 7月24日 至 平成25年 7月22日	第8期 自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2.時価の算定方法	親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）
1　元本の移動

項目	第7期 自 平成24年 7月24日 至 平成25年 7月22日	第8期 自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日
期首元本額	434,286,733円	299,668,933円
期中追加設定元本額	1,353,517円	1,606,391円
期中解約元本額	135,971,317円	93,451,905円

2　有価証券関係
売買目的有価証券

種類	第7期 平成25年 7月22日現在	第8期 平成26年 7月22日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	162,722,388	60,027,380
合計	162,722,388	60,027,380

3　デリバティブ取引関係
取引の時価等に関する事項
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】
第１ 有価証券明細表
①株式
該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	総口数（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	日本円	LM・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド	182,066,669	333,709,997	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：100.9%	182,066,669	333,709,997 100.0%	
合計				333,709,997	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	平成25年 7月22日現在	平成26年 7月22日現在
資産の部		
流動資産		
預金	13,095,551	1,835,351
コール・ローン	7,741,822	6,740,945
株式	382,735,332	320,571,144
未収入金	-	6,879,342
未収配当金	333,531	236,325
未収利息	6	3
流動資産合計	403,906,242	336,263,110
資産合計	403,906,242	336,263,110
負債の部		
流動負債		
未払金	-	2,545,991
未払解約金	2,760,634	-
流動負債合計	2,760,634	2,545,991
負債合計	2,760,634	2,545,991
純資産の部		
元本等		
元本	266,889,272	182,066,669
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	134,256,336	151,650,450
元本等合計	401,145,608	333,717,119
純資産合計	401,145,608	333,717,119
負債純資産合計	403,906,242	336,263,110

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 平成25年 7月23日　至 平成26年 7月22日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価格）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	受取配当金 (1)株式 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（未適用の会計基準等に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

平成25年 7月22日現在	平成26年 7月22日現在
1.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 266,889,272口	1.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数 182,066,669口
2.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額　1.5030円 (一万口当たり純資産額)　(15,030円)	2.　開示対象ファンドの期末における当該ファンドの一口当たり純資産額　1.8329円 (一万口当たり純資産額)　(18,329円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成24年 7月24日 至 平成25年 7月22日	自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左

2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（その他の注記）の2　有価証券関係に記載しております。これらは、株価変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では、運用リスク管理に関する委員会において、パフォーマンスの分析、運用計画のレビュー及び運用リスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、パフォーマンス実績等の状況を分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体等に関する格付情報に基づき、信用度に応じた組入制限等の管理をしております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性について、組入比率等の状況を把握することにより管理をしております。	同左
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	自　平成24年　7月24日 至　平成25年　7月22日	自　平成25年　7月23日 至　平成26年　7月22日
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	株式 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左

（その他の注記）

1　元本の移動等

項目	自 平成24年 7月24日 至 平成25年 7月22日	自 平成25年 7月23日 至 平成26年 7月22日
開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	392,939,875円	266,889,272円
同期中における追加設定元本額	1,200,147円	1,409,237円
同期中における解約元本額	127,250,750円	86,231,840円
元本の内訳		
ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド	266,889,272円	182,066,669円
計	266,889,272円	182,066,669円

2　有価証券関係

売買目的有価証券

種類	平成25年 7月22日現在	平成26年 7月22日現在
	当期の損益に含まれた評価差額（円）	当期の損益に含まれた評価差額（円）
株式	86,006,268	48,142,487
合計	86,006,268	48,142,487

3　デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細表

第１ 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

通 貨	銘 柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	AKAMAI TECHNOLOGIES	1,348	58.49	78,844.52	
	AMAZON.COM INC	354	359.76	127,355.04	
	AMGEN INC	291	119.03	34,637.73	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SPN ADR	696	111.84	77,840.64	
	APPLE INC	878	93.93	82,478.44	
	BIOGEN IDEC INC	347	302.50	104,967.50	
	BLACKROCK INC	252	318.62	80,292.24	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	1,153	48.92	56,404.76	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	1,173	68.90	80,819.70	
	CATERPILLAR INC	364	110.23	40,123.72	
	CELGENE CORP	1,132	85.31	96,570.92	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	513	64.22	32,944.86	
	CITRIX SYSTEMS INC	1,021	63.40	64,731.40	
	CME GROUP INC	507	73.38	37,203.66	
	COCA-COLA COMPANY	1,452	42.40	61,564.80	
	COMCAST CORP-SPECIAL CL A	1,669	53.54	89,358.26	
	CVS CAREMARK CORP	1,291	77.04	99,458.64	
	EATON CORP PLC	746	77.92	58,128.32	
	EBAY INC	1,509	51.70	78,015.30	
	EMC CORP/MASS	1,953	28.33	55,328.49	
	FACEBOOK INC-A	843	69.40	58,504.20	
	GENERAL ELECTRIC COMPANY	1,807	25.98	46,945.86	
	GOOGLE INC-CL A	109	598.44	65,229.96	
	GOOGLE INC-CL C	109	589.47	64,252.23	
	HOME DEPOT INC	1,105	79.71	88,079.55	
	JOHNSON & JOHNSON	773	101.27	78,281.71	
	JUNIPER NETWORKS INC	1,712	24.45	41,858.40	
	LINKEDIN CORP - A	144	161.96	23,322.24	
	MICROSOFT CORP	1,656	44.83	74,246.76	
	MONSANTO COMPANY	581	118.96	69,115.76	
	NASDAQ OMX GROUP/THE	1,051	41.06	43,154.06	
	NIKE INC -CL B	404	76.82	31,035.28	
	QUALCOMM INC	590	79.67	47,005.30	
	RED HAT INC	1,080	54.26	58,600.80	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	60	303.73	18,223.80	
	SCHLUMBERGER LTD	918	113.04	103,770.72	
	TARGET CORP	1,118	59.30	66,297.40	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	1,000	49.17	49,170.00	
	THE CHARLES SCHWAB CORPORATION	1,772	27.75	49,173.00	
	THE WALT DISNEY CO.	939	85.74	80,509.86	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	520	122.14	63,512.80	
	TOWERS WATSON & CO-CL A	390	104.03	40,571.70	

	TWENTY-FIRST CENTURY FOX-A	490	32.89	16,116.10	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	590	104.06	61,395.40	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	952	85.06	80,977.12	
	VISA INC-CLASS A SHARES	462	219.22	101,279.64	
	WW GRAINGER INC	239	240.26	57,422.14	
	XILINX INC	742	48.33	35,860.86	
	YUM! BRANDS INC	752	74.13	55,745.76	
	ZOETIS INC	1,590	32.85	52,231.50	
米ドル小計		43,147		3,158,958.85 (320,571,144)	
合計 （外貨建証券の邦貨換算額）		43,147		320,571,144 (320,571,144)	

(注)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式　50銘柄	100.0%	100.0%

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

以下は、平成26年 8月29日現在のファンドの状況であります。

【純資産額計算書】

ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンド

Ⅰ　資産総額	290,120,237円
Ⅱ　負債総額	592,799円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	289,527,438円
Ⅳ　発行済口数	173,726,575口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	16,666円

（参考）ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	290,117,065円
Ⅱ　負債総額	140円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	290,116,925円
Ⅳ　発行済口数	150,829,341口
Ⅴ　1万口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	19,235円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益権の帰属と受益証券の不発行

①当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

②委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

③受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

④委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

⑤受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2)受益権の譲渡に係る記載または記録

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

④受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4)質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5)名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6)受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成26年８月末現在）

①資本金の額：　1,000百万円
②委託会社が発行する株式総数：　100,000株
③発行済株式総数：　78,270株
④最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①経営の意思決定機構

３名以上の取締役が、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から１名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。ただし、社長が取締役会を招集することができずまたは招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役が取締役会を招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までに発します。ただし、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他委託会社の業務執行に関する重要な事項について決議します。

②運用の意思決定機構

東京運用委員会が運用に関する委員会として月次ベースで開催されます。東京運用委員会は、運用部及び関連部署の代表で構成されており、議事録は社長に報告されるとともに取締役会にも報告されます。

委託会社において運用指図が行われる場合、東京運用委員会では、運用方針・計画が適切に策定されていることを確認するとともに、運用状況の確認、必要に応じて要因分析等の詳細な検討が行われます。

２【事業の内容及び営業の概況】

(1)「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録を受けています。

(2)平成26年８月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種　類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	58	1,512,559
合　計	58	1,512,559

3【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
なお、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成24年9月21日内閣府令第61号）附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

（単位：千円）

	第15期事業年度 (平成25年3月31日)	第16期事業年度 (平成26年3月31日)
資　産　の　部		
流動資産		
現金及び預金	2,032,268	1,824,780
前払費用	63,269	57,883
未収入金	840	-
未収委託者報酬	556,977	525,781
未収運用受託報酬	1,629,769	1,399,086
その他未収収益	28,098	24,572
未収利息	58	238
繰延税金資産	258,745	234,156
流動資産計	4,570,026	4,066,499
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	266,002	242,923
器具備品	60,304	44,716
建設仮勘定	1,120	-
有形固定資産計	327,428	287,640
無形固定資産		
ソフトウェア	27,768	22,131
無形固定資産計	27,768	22,131
投資その他の資産		
投資有価証券	161,770	149,549
長期差入保証金	115,537	131,711
保険積立金	354,242	426,602
投資その他の資産計	631,550	707,862
固定資産計	986,746	1,017,635
資産合計	5,556,772	5,084,134

（単位：千円）

		第15期事業年度 (平成25年3月31日)		第16期事業年度 (平成26年3月31日)
負　債　の　部				
流動負債				
預り金		26,039		21,681
未払金		907,785		762,472
未払手数料		231,605		201,468
未払消費税等		85,231		31,779
その他未払金		590,948		529,223
未払費用	※2	1,179,396	※2	1,124,568
未払法人税等		270,170		87,315
前受金		20,044		23,333
流動負債計		2,403,436		2,019,370
固定負債				
退職給付引当金		161,047		192,015
役員退職慰労引当金		482,938		545,354
固定負債計		643,985		737,369
負債合計		3,047,421		2,756,739
純　資　産　の　部				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金				
資本準備金		226,405		226,405
資本剰余金計		226,405		226,405
利益剰余金				
利益準備金		23,594		23,594
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		1,259,350		1,077,395
利益剰余金計		1,282,944		1,100,989
株主資本合計		2,509,350		2,327,395
純資産合計		2,509,350		2,327,395
負債純資産合計		5,556,772		5,084,134

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

		第15期事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）		第16期事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
営業収益				
委託者報酬		10,223,443		9,272,682
運用受託報酬		2,546,566		2,474,827
その他営業収益		266,965		343,897
営業収益計		13,036,975		12,091,407
営業費用				
支払手数料		4,402,847		3,856,873
広告宣伝費		43,566		96,872
公告費		665		665
調査費		4,850,395		4,587,465
調査費	93,771		121,649	
委託調査費	4,755,711		4,464,905	
図書費	913		910	
委託計算費		155,472		150,156
営業雑経費		117,813		201,116
通信費	38,502		61,228	
印刷費	65,565		125,776	
協会費	13,407		13,632	
諸会費	337		479	
営業費用計		9,570,761		8,893,148
一般管理費				
給料		1,516,399		1,538,261
役員報酬	118,588		103,822	
給料・手当	882,301		965,869	
賞与	515,509		468,570	
交際費		7,591		16,036
寄付金		120		-
旅費交通費		42,660		49,992
租税公課		20,188		21,772
不動産賃借料		242,308		247,255
退職給付費用		128,612		133,694
役員退職慰労引当金繰入額		77,189		62,415
固定資産減価償却費		52,874		49,348
諸経費	※1	235,601	※1	299,134
一般管理費計		2,323,544		2,417,910
営業利益		1,142,669		780,347

（単位：千円）

		第15期事業年度 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）
営業外収益			
受取利息	※1	3,281	2,199
受取配当金		1,000	1,173
為替差益		18,184	3,830
営業外収益計		22,466	7,202
経常利益		1,165,136	787,550
税引前当期純利益		1,165,136	787,550
法人税、住民税及び事業税		562,687	344,916
法人税等調整額		△43,802	24,589
法人税等合計		518,885	369,505
当期純利益		646,251	418,044

(3) 【株主資本等変動計算書】

第15期事業年度（自 平成24年4月 1日　至 平成25年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,013,099	1,036,693	2,263,099	2,263,099
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△400,000	△400,000	△400,000	△400,000
当期純利益	-	-	-	646,251	646,251	646,251	646,251
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	246,251	246,251	246,251	246,251
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,259,350	1,282,944	2,509,350	2,509,350

第16期事業年度（自 平成25年4月 1日　至 平成26年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	1,000,000	226,405	23,594	1,259,350	1,282,944	2,509,350	2,509,350
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△600,000	△600,000	△600,000	△600,000
当期純利益	-	-	-	418,044	418,044	418,044	418,044
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△181,955	△181,955	△181,955	△181,955
当期末残高	1,000,000	226,405	23,594	1,077,395	1,100,989	2,327,395	2,327,395

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） (2)その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法
2.固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物　12年～18年 器具備品　4年～8年 (2)無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3.引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び退職給付年金について当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（確定給付年金制度においては直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とし、退職一時金制度においては当事業年度末現在の要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。

表示方法の変更

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第25号　平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を当事業年度より適用し、（退職給付関係）の注記の表示方法を変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、（退職給付関係）の注記の組替えは行っておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第15期事業年度 (平成25年3月31日)	第16期事業年度 (平成26年3月31日)

※1 固定資産の減価償却累計額 建物 119,641千円 器具備品 162,046千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 2,575千円	※1 固定資産の減価償却累計額 建物 142,720千円 器具備品 181,559千円 ※2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 1,087千円

（損益計算書関係）

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
※1 関係会社との取引 諸経費 39,195千円 受取利息 564千円	※1 関係会社との取引 諸経費 47,487千円

（株主資本等変動計算書関係）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月27日定時株主総会	普通株式	400,000	5,110.5	平成24年3月31日	平成24年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	600,000	7,665.7	平成25年3月31日	平成25年6月27日

第16期事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1． 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	78,270	―	―	78,270

2． 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月24日定時株主総会	普通株式	600,000	7,665.7	平成25年3月31日	平成25年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次の通り決議する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	400,000	5,110.5	平成26年3月31日	平成26年6月27日

（リース取引関係）

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）
オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 196,942千円 1年超 246,177千円 合計 443,119千円	オペレーティング・リース取引 （借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年以内 196,942千円 1年超 49,235千円 合計 246,177千円

（金融商品関係）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1．　金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2．　金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注）　2．　参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	2,032,268	2,032,268	―
（2）未収委託者報酬	556,977	556,977	―
（3）未収運用受託報酬	1,629,769	1,629,769	―
（4）投資有価証券	152,485	152,485	―
資産計	4,371,500	4,371,500	―
（1）その他未払金	590,948	590,948	―
（2）未払手数料	231,605	231,605	―
（3）未払費用	1,179,396	1,179,396	―
負債計	2,001,951	2,001,951	―

（注）1．　金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

（1）その他未払金、（2）未払手数料、（3）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2．　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3．　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	2,032,268	―
未収委託者報酬	556,977	―
未収運用受託報酬	1,629,769	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	9,235	141,250
合計	4,228,249	141,250

第16期事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）

1．　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は公募及び私募投資信託の設定、運用等の投資信託委託業務及び年金基金等に対して投資一任業務を行っております。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ取引は行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。

なお、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務であるその他未払金、未払手数料、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

預金の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、未収運用受託報酬に関連して、投資顧問業務マニュアルに従い、投資顧問部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。

また、財務部が未収運用受託報酬を取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を図っております。また、係る状況が発生した場合には、速やかに経営委員会において報告を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金、債権債務に関する為替の変動リスクに関して、経理規定に従い、財務部が外貨建ての預金及び債権債務残高を把握しております。また、定期的に行われる本社との財務・資金委員会において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（（注） 2. 参照）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,824,780	1,824,780	―
(2) 未収委託者報酬	525,781	525,781	―
(3) 未収運用受託報酬	1,399,086	1,399,086	―
(4) 投資有価証券	140,263	140,263	―
資産計	3,889,912	3,889,912	―
(1) その他未払金	529,223	529,223	―
(2) 未払手数料	201,468	201,468	―
(3) 未払費用	1,124,568	1,124,568	―
負債計	1,855,260	1,855,260	―

(注) 1. 金融資産の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

上記表の投資有価証券は金銭信託及び投資信託受益証券であります。これらの時価については帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、投資信託受益証券については基準価額を基礎としております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負債

(1) その他未払金、(2) 未払手数料、(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	9,285

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（注）3.　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	1,824,780	―
未収委託者報酬	525,781	―
未収運用受託報酬	1,399,086	―
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	137,263
合計	3,749,649	137,263

（有価証券関係）

第15期事業年度 (平成25年3月31日)	第16期事業年度 (平成26年3月31日)
1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額　150,485千円 取得原価　150,485千円 差額　― 投資信託受益証券 貸借対照表計上額　2,000千円 取得原価　2,000千円 差額　― （注）非上場株式（貸借対照表計上額9,285千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記「その他有価証券」には含めておりません。	1.その他有価証券 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 金銭信託 貸借対照表計上額　137,263千円 取得原価　137,263千円 差額　― 投資信託受益証券 貸借対照表計上額　3,000千円 取得原価　3,000千円 差額　― （注）同　左

（退職給付関係）

第15期事業年度（自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）

1.　採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定給付年金制度を併用しております。

2.　退職給付債務に関する事項

①退職給付債務　731,260千円
②年金資産　570,213千円
③退職給付引当金　161,047千円

3．　退職給付費用に関する事項
①退職給付費用　　128,612千円

4．　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
①退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。

第16期事業年度（自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
1．　採用している退職給付制度の概要
当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付年金制度と退職一時金制度を併用しております。
確定給付年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。
退職一時金制度では、退職給付として賞与のうち一定額を留保した金額を一時金として支給します。
確定給付年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2．　確定給付制度
（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	161,047千円
退職給付費用	133,694千円
退職給付の支払額	△14,669千円
制度への拠出金	△88,056千円
退職給付引当金の期末残高	192,015千円

（2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

積立型制度の退職給付債務	675,682千円
年金資産	△620,931千円
	54,751千円
非積立制度の退職給付債務	137,263千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	192,015千円
退職給付引当金	192,015千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	192,015千円

(3)退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	133,694千円

（ストック・オプション等関係）

第15期事業年度 （自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費　39,195千円 2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号　平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号　平成18年5月31日）に準じた方法により会計処理をしております。	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 諸経費　47,487千円 2.ストック・オプション等の内容 同　左

（税効果会計関係）

第15期事業年度
（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
未払金	196,081
役員退職慰労引当金	183,580
退職給付引当金	61,214
未払費用	88,783
有価証券評価損	34,480
長期差入保証金	21,659
繰延税金資産小計	585,799
評価性引当額	△327,054
繰延税金資産合計	258,745

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	38.0
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.6
住民税均等割	0.3
評価性引当金	3.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.5

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

第16期事業年度
（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1.繰延税金資産の発生の主な原因別内訳

	千円
繰延税金資産	
未払金	166,998
役員退職慰労引当金	194,376
退職給付引当金	68,434
未払費用	85,235
有価証券評価損	32,330
長期差入保証金	23,978
繰延税金資産小計	571,353
評価性引当額	△337,196
繰延税金資産合計	234,156

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(%)
法定実効税率	38.0
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.2
住民税均等割	0.5
評価性引当金	1.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.9

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。
この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,571千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（資産除去債務関係）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1.　当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2.　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	49,535千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
その他増減額（△は減少）	7,449千円
期末における資産除去債務認識額	56,984千円

第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1．当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃貸借契約において、建物所有者との間で賃室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を認識しております。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を95ケ月と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する差入保証金が計上されているため、当該差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

3．当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首における資産除去債務認識額	56,984千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	―
その他増減額（△は減少）	8,294千円
期末における資産除去債務認識額	65,279千円

（セグメント情報等関係）

［セグメント情報］

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。

また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

［関連情報］

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	10,223,443	2,546,566	266,965	13,036,975

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	4,317,846
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	2,578,957

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	9,272,682	2,474,827	343,897	12,091,407

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
LM・ブラジル国債ファンド（毎月分配型）	2,722,691
LM・オーストラリア毎月分配型ファンド	1,972,286

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）
該当事項はありません。

報告セグメントごと負ののれん発生益に関する情報
第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第15期事業年度（自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 12	持株会社	被所有 直接 100%	資金の貸付 ストック・オプション費用の負担	貸付金の回収	千円 400,000	-	千円 -
							利息の受取（注１）	564	-	-
							諸経費の支払	39,195	未払費用	2,575

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 52,186	その他未収収益	千円 5,012
							委託調査費の支払（注１）	240,059	未払費用	20,625
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	百万米ドル 89	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 188,900	その他未収収益	千円 19,598
							委託調査費の支払（注１）	128,280	未払費用	12,811
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 18	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,552,092	未払費用	千円 208,705
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都 千代田区	億円 10	金融業	―	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払（注１）	千円 28,049	未払費用	千円 2,478
							-	-	長期差入保証金	125,397
							不動産賃借料等の支払	173,252	前払費用	14,347

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジルレアル 69	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,188,103	未払費用	千円 94,942
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	―	サービス契約 投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 58,913	未払費用	千円 3,258
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	―	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 20,647	その他未収収益	千円 1,931
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 6,892	未払費用	千円 5,602
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	―	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 4,286	未払費用	千円 42,331
							委託調査費の支払（注１）	405,099		
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	―	サービス契約	調査費・諸経費の支払	千円 55,589	未払費用	千円 4,478
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	―	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 972,737	未払費用	千円 671,106
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 47	金融業	―	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 3,928	その他未収収益	千円 1,481
							委託調査費の支払（注１）	174,894	未払費用	22,676
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	―	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 1,302	その他未収収益	千円 74

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万ＳＧドル 38	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 588	未払費用	千円 588

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

第16期事業年度（自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）

１．　関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	レッグ・メイソン・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 11	持株会社	被所有 直接 100%	ストック・オプション費用の負担	諸経費の支払	千円 47,487	未払費用	千円 1,087

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	－	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 26,500	その他未収収益	千円 33
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	216,041	未払費用	16,329
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	百万米ドル 89	金融業	－	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 110,894	その他未収収益	千円 2,970
						投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	166,342	未払費用	15,205

同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアビクトリア州メルボルン	百万豪ドル 18	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,352,521	未払費用	千円 200,596
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント（株）	東京都千代田区	億円 10	金融業	—	役員の兼任 投資顧問契約 オフィスの賃借	委託調査費の支払（注１）	千円 28,129	未払費用	千円 2,398
							-	-	長期差入保証金	125,397
							不動産賃借料等の支払	173,484	前払費用	14,750
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ディーティーブイエム・リミターダ	ブラジルサンパウロ州サンパウロ	百万ブラジルレアル 69	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 828,562	未払費用	千円 57,229
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	—	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 992	-	千円 -
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ヨーロッパ）リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 33	金融業	—	役員の兼任 サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 21,858	その他未収収益	千円 1,795
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー	米国ニューヨーク州ニューヨーク	-	金融業	—	サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 156,370	その他未収収益	千円 16,616
							委託調査費の支払（注１）	437,359	未払費用	47,659
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国マサチューセッツ州ボストン	米ドル 1	金融業	—	投資顧問契約	諸経費の支払	千円 3,127	未払費用	千円 6,695
							委託調査費の支払（注１）	202,427		
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン＆カンパニー・エルエルシー	米国メリーランド州ボルティモア	米ドル 1	サービス業	—	サービス契約	調査費・諸経費の支払	千円 76,928	前払費用	千円 8,278
									未払費用	5,556

同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ペンシルバニア州フィラデルフィア	-	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 1,056,165	未払費用	千円 666,106
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド	オーストラリアビクトリア州メルボルン	百万豪ドル 47	金融業	－	役員の兼任 サービス契約 投資顧問契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 27,847	その他未収収益	千円 3,157
							委託調査費の支払（注１）	157,669	未払費用	10,845
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・（ルクセンブルグ）エス・エー	ルクセンブルグ	百万米ドル 1	金融業	－	サービス契約	その他営業収益の受取（注２）	千円 425	-	千円 -
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万ＳＧドル 38	金融業	－	投資顧問契約	委託調査費の支払（注１）	千円 18,694	未払費用	千円 2,188

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注１）委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注２）その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス報酬であります。料率は関係会社間で協議の上合理的に決定しております。

（注３）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

２．　親会社又は重要な関連会社に関する注記

（１）親会社情報

レッグ・メイソン・インク　（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第15期事業年度 （自 平成24年4月1日　至 平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自 平成25年4月1日　至 平成26年3月31日）
１株当たり純資産額　32,060円18銭 １株当たり当期純利益金額　8,256円69銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　646,251千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　646,251千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	１株当たり純資産額　29,735円47銭 １株当たり当期純利益金額　5,341円06銭 (注) １株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。 当期純利益　418,044千円 普通株式に帰属しない金額　- 普通株式に係る当期純利益　418,044千円 期中平均株式数　78千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

第15期事業年度 （自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日）	第16期事業年度 （自　平成25年4月1日　至　平成26年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④及び⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤上記③及び④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1)定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)三井住友信託銀行株式会社（「受託会社」）

①資本金の額

平成26年３月末現在　　342,037百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（「投資顧問会社」）

①資本金の額

平成26年３月末現在、該当なし。

②事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3)ＳＭＢＣ日興証券株式会社（「販売会社」）

①資本金の額

平成26年３月末現在　　10,000百万円

②事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(4)髙木証券株式会社（「販売会社」）

①資本金の額

平成26年３月末現在　　11,069百万円

②事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

①資本金の額

平成26年３月末現在　　51,000百万円

②事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの運用指図を行います。

(3)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

３【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間には直接の資本関係はありません。委託会社及びクリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの最終的親会社はレッグ・メイソン・インクです。

第３【その他】

(1)目論見書の別称として、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。

(2)目論見書の表紙等に委託会社及び当ファンドのロゴ・マーク、図案を採用すること及び次の事項を記載することがあります。

・目論見書の使用開始日
・委託会社等の金融商品取引業者番号
・当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投信法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨
・信託財産は、信託法に基づき分別管理されている旨
・当ファンドの詳細情報の照会先（委託会社のホームページアドレス、電話番号及び受付時間等）
・投資信託説明書（請求目論見書）の入手方法及び信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に記載されている旨
・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」「投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではない。証券会社以外で購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にならない。」との趣旨を示す記載

(3)「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の関連する箇所に記載することがあります。

(4)投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

(5)目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年６月25日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴　田　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成25年４月１日から平成26年３月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成26年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成２６年９月２２日

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　松村　洋季

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　　宮田　八郎

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンドの平成２５年７月２３日から平成２６年７月２２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＬＭ・米国・ラージ・キャップ・グロース・ファンドの平成２６年７月２２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。